

捜査指揮に関する訓令の運用について（例規）

最終改正 令和 8 . 9 . 9 例規刑企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、捜査指揮に関する訓令で定められた本部長指揮事件について、犯罪捜査の具体的な運用要領について規定したもので、昭和48年1月10日から実施しています。